

民法（債権関係）の改正に関する論点の補充的な検討(3)

目 次

第1	要物性の見直し等.....	1
第2	債権譲渡の対抗要件制度.....	3
1	第三者対抗要件及び権利行使要件.....	3
2	債権譲渡が競合した場合における規律.....	8
第3	債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点.....	11

第1 要物性の見直し等

民法の典型契約のうち要物契約として規定されている消費貸借、使用貸借及び寄託について、①書面による当事者の合意があるか、又は②当事者の合意があり、かつ、目的物の引渡しが行われたときに、契約が成立するものとするという考え方があるが、どのように考えるか。

仮にこの考え方を採る場合には、贈与についても、①書面による当事者の合意があるか、又は②当事者の合意があり、かつ、目的物の引渡し若しくは対抗要件の具備が行われたときに、契約が成立するものとするという考え方があるが、どのように考えるか。

(補足説明)

1 審議経過

民法の典型契約のうち、消費貸借、使用貸借及び寄託は、目的物の引渡しが行われて初めて成立する要物契約とされている（民法第587条、第593条、第657条）。しかし、これに対しては、当事者間で合意をしたにもかかわらず目的物の引渡しが行われるまで契約上の義務が生じないのでは、当事者はその合意を前提とする計画を立てることすらできないといった問題点が指摘されている。また、実務上は、諾成的な契約が広く用いられており、判例（最判昭和48年3月16日金法683号25頁）も、無名契約としての諾成的消費貸借を認めている。そこで、上記各契約をいずれも諾成契約として規定すべきであるという考え方が示されている。このような考え方は、消費貸借に関しては、部会資料44で取り上げられ、第53回及び第54回会議で審議された。また、使用貸借と寄託に関しては、それぞれ部会資料45と部会資料47で取り上げられ、第55回会議と第58回会議で審議された。

2 見直しの方向

上記各契約を諾成契約に改めるべきであるという考え方に対しては、特に消費貸借について、要物契約とする現行法の規定を維持しつつ、諾成的な契約の成立をも認めれば十分であるとの指摘がされている。一方、ある契約を要物契約として規定することと諾成的な契約の成立を認めることとは、本来は相容れないはずであるとの指摘がある。現在の判例法理の下で既に存在する問題であるが、要物契約と諾成契約とが併存するとすれば、当事者の合意のみがある場合に、それが要物契約の前提としての合意にとどまるのか、直ちに契約を成立させる諾成契約としての合意なのかが判然としないという問題意識である。他方、当事者の合意のみによって契約上の義務が生ずると、例えば、安易に金銭を借りる約束をしてしまった者や、逆に、安易に金銭を貸す約束をしてしまった者に酷な結果となる場合が生じかねないとの指摘もある。これらの指摘を踏まえ、とりわけ諾成的な消費貸借については、書面でしなければならないとすべきであるとの意見もある。

さらに、以上の議論を踏まえ、①書面による場合には目的物の引渡しを要しないで契約が成立し、②書面によらない場合には目的物の引渡しが行われたときに契約が成立するものとするという考え方が示されている。この考え方のように、①要式契約としての諾

成契約と、②従来の要物性とを組み合わせる方法については、ルールの統一による平易化・合理化という観点から、上記各契約を通じて一貫したものとすべきであるとの指摘もされている。

本文の第1パラグラフでは、以上を踏まえ、消費貸借、使用貸借及び寄託については、いずれも、①書面による当事者の合意があるか、又は②当事者の合意があり、かつ、目的物の引渡しが行われたときに、契約が成立するものとするという考え方を取り上げ、その当否を問うている。

なお、この考え方のほか、消費貸借についてのみこの考え方を採用し、使用貸借及び寄託については諾成契約に一本化するという選択肢もあり得る。また、書面による当事者の合意により諾成的な契約が成立した場合における目的物引渡し前の法律関係については、①借主又は寄託者による解除に関する規定や、②当事者の一方が破産手続開始の決定（再生手続開始の決定、更生手続開始の決定）を受けた場合における契約の帰するに関する規定等を整備する必要があるが、その規定の内容については、各契約の性質に応じた個別の検討を要すると考えられる（例えば、寄託について部会資料47第3、1(2)〔34頁〕、同(3)〔37頁〕参照）。

3 贈与について

本文の第1パラグラフの考え方については、贈与にも応用する余地があるとの指摘がされている。

現行法上、贈与は諾成契約とされる一方で、書面によらない贈与は撤回することができるが、履行の終わった部分は撤回することができないとされている（民法第549条、第550条）。つまり、当事者の合意のみによって契約が成立することを前提に、①その合意が書面によるものか、又は②その履行が終わったときは、撤回をすることができないとされている。

この現行法の規律を、本文の第1パラグラフの考え方を踏まえ、(a)書面による当事者の合意があるか、又は(b)当事者の合意があり、かつ、目的物の引渡し若しくは対抗要件の具備がされたときに、契約が成立するという規律に改めるとの考え方が示されている。現行法の規律とこの考え方との主な違いは、撤回の可否に着目するか、契約の成否に着目するかという点にあり、撤回が可能とされる範囲と契約が不成立とされる範囲とは、基本的に一致する。

もっとも、民法第550条の「履行の終わった部分」の解釈については、判例上、目的物の引渡しが行われた後であっても、履行が終わっていないとして撤回を認めるものがある（農地の贈与について、農地法第3条第1項の許可を受けるまでは、目的物の引渡しが行われた後であっても、撤回をすることができる旨判示した最判昭和41年10月7日民集20巻8号1597頁）。また、逆に、目的物の引渡し及び対抗要件の具備がいずれもされていない場合であっても、履行が終わったとして撤回を否定するものがある（土地の贈与者が、受贈者の提起した第三者に対する所有権移転登記手続請求訴訟の追行を助けるため、受贈者に対して当該土地の権利関係に関する証拠書類を交付するとともに、第一審の証人として出廷し受贈者に当該土地を贈与した旨の陳述をしたこと等の事実を認定した上で、既に贈与の履行は終わっているから撤回をすることはできない旨判示し

た最判昭和56年10月8日集民134号29頁)。これらの判例を前提とする限り、現行法における撤回が可能とされる範囲と、上記の考え方における契約が不成立とされる範囲とは、完全に一致するとまでは言えない。

以上を踏まえ、本文の第2パラグラフでは、贈与について、①書面による当事者の合意があるか、又は②当事者の合意があり、かつ、目的物の引渡し若しくは対抗要件の具備がされたときに、契約が成立するものとするという考え方を取り上げ、その当否を問うている。

4 書面要件について

本文の考え方は、第1パラグラフ、第2パラグラフともに、書面の意義について特段の規定を設けないことを想定している。その場合には、書面要件を比較的緩やかに捉える判例（贈与に関する最判昭和60年11月29日民集39巻7号1719頁）が引き続き参照されることになると考えられる（部会資料44第1、3〔4頁〕参照）。

5 消費貸借の予約の書面要件について

本文の第1パラグラフの考え方を採る場合には、消費貸借の予約（民法第589条）のうち本契約を諾成契約としての消費貸借（要式契約）とするものについて書面要件（要式性）を課すべきかどうかにつき、検討をする必要がある。

消費貸借の予約には、①予約義務者に承諾の義務を課す義務型の予約（民法第589条）と、②予約権利者に完結権を付与する完結権型の予約（同法第556条、第559条）とがあるとされているが、完結権型の予約については、本契約に書面要件が課されているときは予約に書面要件を課す旨の規定を設けることが提案されている（部会資料43第1、2〔2頁〕参照）。

他方、義務型の予約については、特段の提案はされていないが、一つの考え方として、予約に書面要件を課した上で、書面による予約に基づいて締結される本契約には書面要件を課さないことが考えられる。この考え方を採らなければ、予約義務者は、本契約の承諾義務のほかに書面の作成義務を負うことにもなりかねないが、当該義務に関する強制執行の場面（意思表示をする義務ではないため民事執行法第174条によることはできない。）などをも考慮すると、上記の考え方が合理的であるようにも思われる。

第2 債権譲渡の対抗要件制度

1 第三者対抗要件及び権利行使要件

債権譲渡の第三者対抗要件及び債務者に対する権利行使要件について、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】（第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案）

ア 金銭債権の譲渡は、その譲渡について登記をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

イ 金銭債権以外の債権の譲渡は、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付さなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

ウ(ア) 債権の譲渡人又は譲受人が上記アの登記に関する所要の書面又は上

記イの書面を当該債権の債務者に交付して債務者に通知をしなければ、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。

(イ) 上記(ア)の通知がない場合であっても、債権の譲渡人が債務者に通知をしたときは、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができるものとする。

【乙案】(債務者の承諾を第三者対抗要件等から削る案)

ア 特例法(動産及び債権の譲渡の対抗要件等に関する民法の特例等に関する法律)と民法との関係について、現状を維持するものとする。

イ 民法上の対抗要件について、以下のように改めるものとする。

(ア) 債権の譲渡は、譲渡人が確定日付のある証書によって債務者に対して通知しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

(イ) 債権の譲受人は、譲渡人が当該債権の債務者に対して通知をしなければ、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。

(補足説明)

1 本文甲案について

(1) 議事の概況等

債権譲渡の対抗要件については、第45回会議において審議された。

債務者をインフォメーション・センターとすることを前提とする現在の対抗要件制度については、債権譲渡の安定性の確保という観点から不備のある制度であるとの意見や、債権譲渡の当事者ではない債務者を紛争に巻き込み、負担を強いる制度となっている点で不合理であるとする意見など、債務者をインフォメーション・センターとしない制度として対抗要件制度を改める必要性を主張する意見があった。第45回会議では、このような方向で対抗要件制度を見直す案として、金銭債権の譲渡の対抗要件について、民法上の対抗要件と特例法上の対抗要件(登記)とが併存する現状を維持しつつも、登記に対して民法上の第三者対抗要件に優先する効力を付与する案(登記優先ルール)が取り上げられた。登記優先ルールについては、積極的に評価する意見があった一方で、登記優先ルールは、登記によって第三者対抗要件を具備しなければ、安心して債権を譲り受けることができないという実質を持つ考え方であるが、その実質が分かりにくいとする批判があったほか、登記優先ルールが適用されない債権譲渡における民法上の第三者対抗要件の効力の在り方について理解が分かれ、制度の分かりにくさを解消することが課題となった。

以上のような審議経過を踏まえると、債権譲渡の対抗要件として登記に強い効力を与える考え方を一つの有力な案として、引き続き検討を継続する必要があると考えられるが、その際には、登記優先ルールの分かりにくさに対する批判があったことを考慮し、登記優先ルールではなく、登記によって第三者対抗要件を具備することができ

る債権譲渡の対抗要件を登記に一元化する考え方を取り上げることが適当であると考えられる。そこで、本文では、甲案として、①金銭債権の譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化するとともに、②金銭債権以外の債権の譲渡の第三者対抗要件を確定日付の付された譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に改める考え方を取り上げることとした。

(2) 第三者対抗要件の具体的内容

①により登記に一元化する金銭債権の譲渡の範囲には、法人を譲渡人とする債権譲渡に限らず、自然人を譲渡人とする債権譲渡も含めることを提案している。これは、医師が診療報酬債権を担保として金銭を借り入れる場合のように、自然人であっても債権譲渡により資金調達をする必要がある場合があると指摘されていることへの対応を図る趣旨である。自然人一般を対象とするとしても、現実に債権譲渡が行われ、その債権譲渡に関して法的紛争が生ずる可能性があるのは、實際上、事業に関する債権譲渡の場面に限られると考えられる。もっとも、適用対象を事業者に限定すると、譲渡人である自然人が事業者に該当するか否かの判断が必要になり、運用が複雑になり得るという問題を避けるため、同じ金銭債権の譲渡については全て登記に一元化する考え方を提示することとした（本文甲案ア）。

金銭債権以外の債権に関する②では、金銭債権の譲渡とは異なる制度を提案している（本文甲案イ）。確定日付を付する対象は、譲渡契約書のほか「譲渡の事実を証する書面」で足りることとしている。譲渡契約書には債権の売買代金のように他者に知られたくない情報が含まれている可能性があるという指摘を踏まえたものである。この「譲渡の事実を証する書面」とは、譲渡対象となる債権が特定され、かつ、当該債権を譲渡する旨の当事者の意思が明らかとなっている書面であれば足りると考えられる。

(3) 本文甲案を採る場合の登記制度の在り方

本文甲案の考え方に対しては、現在の債権譲渡登記制度を前提とすると、対抗要件具備のための事務的な負担が増すことを強く懸念する意見がある。そこで、本文甲案を採る前提としては、現在の債権譲渡登記制度を見直すことが必要となる。登記制度の具体的な在り方は、今後の更なる検討課題であるが、本文甲案の採用の前提として、特に、①オンラインによる登記申請制度の改善等による登記申請に関するアクセスの改善、②債権の特定方法の改善、③登記されている事項の確認方法の拡充が重要であると指摘されている。これらの①から③までの指摘について、十分に対応することができなければ、本文甲案の採用は困難であることを前提に、今後の検討を進める必要がある。

上記の指摘のうち、②については、現在の登記事項は債権の特定を厳格に要求しすぎているとする意見がある一方で、現在の登記事項では譲渡の対象となっている債権を特定することが困難であり、より厳格な特定を要求すべきであるとする意見がある。これらの意見は矛盾する意見であるようにも思われるが、いずれも、現在の債権の特定方法が硬直的であり、取引の実態に合致しない点があるという理由に基づく意見であると整理することも考えられる。このような観点からは、例えば、譲渡債権の特定に関しては譲渡当事者の自己責任に委ねる方向で、制度の在り方を見直すことも考え

られる。

また、自然人の債権譲渡の対抗要件を登記とすることについては、氏名や住所等の変更を把握することができないので、公示制度として不完全なものとなることを懸念する意見がある。しかし、自然人の債権譲渡に関して、氏名や住所等の変更にも常に対応可能な制度を構築するという考え方は、その制度が実際に果たす役割との比較で、制度を構築するコストが大きすぎるように思われ、現実的ではないように思われる。自然人の債権譲渡登記に関しては、登記申請の際にその氏名・住所が住民票等の記載と一致することを求めることとした上で、他に譲渡登記がないことの証明に関しては、必要に応じて譲渡人の側から戸籍の附票（住民基本台帳法第16条から第20条まで参照）の情報を提供すれば足りると考えられる。以上のような考慮に基づき、本文甲案は、自然人の金銭債権の譲渡の対抗要件を登記に一元化するとしても、自然人の氏名等の変更を把握しない制度とすることを前提とするものである。

(4) 権利行使要件

本文甲案では、登記に関する所要の書面（金銭債権の場合）又は譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面（金銭債権以外の債権の場合）を当該債権の債務者に交付して譲渡人又は譲受人が通知をすることともに（本文甲案ウ(ア)）、譲渡人が債務者に対して通知することを債務者に対する権利行使要件としている（本文甲案ウ(イ)）。この両者の通知が競合した場合については、後記2本文甲案ウのとおり、第三者対抗要件具備に関する書面を交付して通知をした譲受人に対して債務を履行しなければならない旨のルールを設けることが考えられる。

なお、本文甲案は、債務者の承諾を権利行使要件としていないが、その趣旨については、この補足説明の3を参照されたい。

2 本文乙案について

(1) 議事の概況等

本文甲案の考え方に対しては、実務的に受け入れ可能な登記制度を近い将来に構築することについての実現可能性を疑問視する意見のほか、債務者をインフォメーション・センターとする現在の制度の下で特に不都合が生じていないという認識に基づき、現行制度を維持することを積極的に支持する意見があった。このような立場からは、まず、特例法上の対抗要件と民法上の対抗要件とが併存する現状を維持することを前提とした上で、民法上の対抗要件制度の見直しの要否が問題となる。

この点について、第45回会議では、債務者をインフォメーション・センターとする対抗要件制度を肯定するとしても、債務者の承諾については、現状を維持することには否定的な意見が示された。具体的には、①債務者の承諾の後に確定日付を付した場合であっても、第三者対抗要件として有効であると解されているため、債務者にとって第三者対抗要件の具備された時点を認識することが困難な事態が生じている、②債務者は観念の通知としての承諾をすれば足りるとされているが、その程度の関与によって、債務者が実際にインフォメーション・センターとしての機能を果たし得るのか疑問である、③債権譲渡前の債務者による包括的な承諾のように、対抗要件としての有効性に疑義が生じ得る利用実態がある、④債権譲渡の当事者ではない債務者が、譲

受人の対抗要件具備のために承諾という積極的な関与を求められるのは、債務者の立場からは合理的とは言えないなどの問題があると指摘されている。

(2) 見直しの方向

以上のような指摘を踏まえた見直しの方向としては、債務者の承諾を単なる観念の通知とするのではなく、債務者に積極的な意思的関与を求める方向も考えられなくはない。しかし、この考え方は、対抗要件具備のための債務者の負担が増すことについての合理性を説明することが困難であるように思われる上、債務者を積極的に関与させなければならない対抗要件制度が実務的に機能するかについても疑問があるように思われる。そこで、本文乙案は、特例法上の対抗要件と民法上の対抗要件とが併存する関係を維持した上で、民法上の第三者対抗要件について、債務者の承諾を削り、確定日付のある証書による通知のみとすることを提案するものである。

これに対して、債権譲渡に関して債務者の承諾が得られた場合には当該債権の担保価値が高く評価されるなど、債務者の承諾の有無が実務において重要な役割を果たす場合があることを指摘して、債務者の承諾を対抗要件として維持すべきであるとする意見がある。しかし、そこにいう重要な役割は、承諾を第三者対抗要件とすることと不可分に連動しているとは言えない。すなわち、現行法の下では、異議をとどめない承諾（民法第468条第1項）によって対抗要件が具備されることにより、①抗弁が切断されるとともに、②優先する譲渡があることを債務者が主張しなかったことが確認される結果、譲受人は譲り受けた債権について確実に弁済を受けられると考えられるので、担保価値が高いと評価されると指摘されている。しかし、債務者の承諾を第三者対抗要件から削除しても、①は債務者から抗弁の放棄の意思表示を得ることにより（部会資料37〔48頁〕）、また②は優先する譲渡の有無について債務者から確認の言明を得ることによって実現できるから、担保として同等の評価を受け得るはずである。すなわち、債務者の承諾の上記のような実務的な役割は、債務者の承諾が対抗要件であるかどうかとは直接関係しないと考えられる。そして、上記①②の承諾の機能は、単なる承諾によってではなく、それぞれの機能に即した関与を債務者に求めることによって実現するのが債務者保護の観点からも望ましい。

(3) 本文乙案を採る場合における確定日付のある証書によることの要否

現在、第三者対抗要件としての確定日付のある証書による通知（民法第467条第2項）は、実務上、内容証明郵便が利用されることが多いが（民法施行法第5条第1項第6号）、その送付の際に、配達の実事を証明するために配達証明（郵便法第47条）が併せて利用される結果、通知が到達した日付を立証することができる場合が多いと指摘されている。配達証明は、内容証明郵便と同様の意味での公証制度ではないが、配達の実事及びその日付を証明する証拠の一つを提供するサービスである。すなわち、通知については、確定日付が必要とされていることによって、到達した日の証明が可能になっているという実態があると言えるので、通知の到達の先後をめぐる紛争を可能な限り減少させる観点からは、第三者対抗要件としての通知について、確定日付のある証書によってされなければならないとする現在の規律を維持することが適当であるという考慮に基づき、本文乙案の提案をするものである。

もっとも、上記のような運用実態に期待して、法によって確定日付を要求することについては、不完全な制度を追認するにすぎないものとして、消極的な評価があるように思われる。このような立場から、例えば、通知の到達時を容易に公証する制度を創設した上で、通知の到達時を公証することを義務付け、公証された時点の先後によって、譲渡の優劣を決すべきであるとする意見がある。このような制度を創設することができれば、現在指摘されている対抗要件制度に内在する問題を解消し得るものであると言えるが、その実現可能性についてさらに検討が必要であるほか、甲案に対して対抗要件具備に要する費用が増加することを懸念する意見が、同様に妥当することになる可能性があることにも留意しつつ、慎重に検討することが必要であるように思われる。

3 債務者の承諾を権利行使要件としないことの意義

債務者の承諾を第三者対抗要件から削除することの当否と区別することができる問題として、権利行使要件としての債務者の承諾を削除することの当否が問題となるが、本文甲案及び乙案では、債務者の承諾を権利行使要件とはしないことを提案している（本文甲案ウ、本文乙案イ（イ））。これは、債権譲渡の当事者でもない債務者が、譲受人の権利行使要件具備のために、承諾という積極的関与を要求されることは制度として合理性に疑問があるという考え方に基づくものであり、債務者の承諾を第三者対抗要件としない考え方と問題意識を共通にしている。すなわち、債務者の承諾を権利行使要件から削除するのは、債権譲渡制度の中で債務者が果たすことを求められる役割を小さくすることによって、できる限り債務者に負担がかからない制度とすることを意図するものである。

権利行使要件としての債務者の承諾を削除することに関連して、譲渡当事者が権利行使要件としての通知をしないにもかかわらず、債務者の側から一方的に（権利行使要件ではない）承諾をした上で、譲受人に対して弁済をすることができるかどうかについても部会で審議されたが、見解が分かれた。他方で、譲渡当事者が譲渡の事実を債務者に知らせていないにもかかわらず、債務者があえて譲受人に弁済することを希望するという事態は実務上想定しにくいことから、この点についての帰結を明文で明らかにしなければ実務的に問題が生ずると思われる。そこで、本文は、譲受人が権利行使要件を具備しない場合に債務者が譲受人に有効に弁済し得るか否かについては、解釈に委ねることを前提としている。

2 債権譲渡が競合した場合における規律

債権譲渡が競合した場合における譲渡の優劣について、次のいずれかの案により新たに規定を設けるという考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 前記1において甲案を採用する場合

ア 前記1【甲案】ウ（ア）の通知が競合した場合には、債務者は、先に登記をした譲受人又は譲渡の事実を証する書面に付された確定日付が先の譲受人に対して、債務を履行しなければならないものとする。

イ 前記1【甲案】ウ（イ）の通知が競合した場合には、債務者は、いずれの

譲受人に対しても、履行することができるものとする。

ウ 前記 1 【甲案】ウ(ア)の通知と(イ)の通知とが競合した場合には、債務者は、(ア)の通知をした譲受人に対して、債務を履行しなければならないものとする。

エ 上記アの場合において、最も先に登記をした譲受人について同時に登記をした他の譲受人があるときは、債務者は、いずれの譲受人に対しても、履行することができるものとする。最も確定日付が先の譲受人について確定日付が同日である他の譲受人があるときも、同様とするものとする。

オ 上記エにより履行を受けることができる譲受人が複数ある場合において、債務者がその譲受人の一人に対して履行したときは、他の譲受人は、履行を受けた譲受人に対して、その受けた額を各譲受人の債権額で按分した額の償還を請求することができるものとする。

【乙案】 前記 1 において乙案を採用する場合

ア 前記 1 【乙案】イ(ア)の通知が競合した場合には、債務者は、その通知が先に到達した譲受人に対して、債務を履行しなければならないものとする。

イ 上記アの場合において、最も先に通知が到達した譲受人について同時に通知が到達した他の譲受人があるときは、債務者は、いずれの譲受人に対しても、履行することができるものとする。

ウ 金銭債権が譲渡され、上記イにより履行を受けることができる譲受人が複数ある場合において、債務者がその譲受人の一人に対して履行したときは、他の譲受人は、履行した譲受人に対して、その受けた額を各譲受人の債権額で按分した額の償還を請求することができるものとする。

(補足説明)

- 1 本文は、前記 1 の見直しの内容を踏まえて、第三者対抗要件を具備した債権譲渡が競合した場合に関する規律を明文化することを提案するものである。現在はこの点について規定が設けられておらず、債務者にとっては譲渡が競合した場合における弁済の相手方の準則が明らかではないので、現在の一般的な解釈に従った規定を設けることによってルールの特明確化を図るものである。
- 2 前記 1 において甲案（金銭債権の譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化する案）を採用する場合

前記 1 の甲案によると、第三者対抗要件を具備した債権譲渡が競合した場合には、金銭債権の譲渡については登記の先後によって、金銭債権以外の債権の譲渡については確定日付の先後によって、それぞれ競合する譲渡の優劣が決められ、債務者は優先する譲受人に対して弁済しなければならない。本文甲案アは、これを明らかにする趣旨である。

本文甲案イは、前記 1 本文甲案ウ(イ)の単なる通知をした譲受人が複数いる場合に、債務者がいずれの譲受人に対しても債務を履行することができることを提案するも

のである。

また、前記1の甲案によると、第三者対抗要件具備に関する書面を交付してする通知（前記1本文甲案ウ(ア)）と単なる通知（前記1本文甲案ウ(イ)）とが競合することがあるが、その場合には、第三者対抗要件具備に関する書面を交付してする通知をした譲受人に債務を履行しなければならないことを本文ウで提案している。前記1本文甲案ウ(イ)の単なる通知は、簡易に権利行使することを可能とする趣旨で認めるものに過ぎず、譲渡が競合した場合には、権利行使要件としての意味を持たないものとして位置付けることを提案するものである。

本文甲案エは、同時に対抗要件を具備した譲受人が複数いる場合に、債務者がいずれの譲受人に対しても債務を履行することができるとする判例法理（最判昭和55年1月11日民集34巻1号42頁）を明文化するものである。

本文甲案オは、本文甲案エの場合に、債務者が譲受人の一人に債務を履行したときの譲受人間の権利関係を定めるものである。この点について、第45回会議及び第3分科会第4回会議においては、債務者から債務の履行を受けた譲受人が、受領した金銭の分配機関としての役割を担わされるのは、負担が過大ではないかと懸念する意見があったが、特に本文甲案を採用する場合には、金銭債権の譲渡について同時に対抗要件を具備した譲受人の有無を登記によって知ることができるのだから、譲受人の負担はそれほど大きくないように思われるので、その旨の規定を設けることが考えられる。なお、本文イの場合における譲受人間の関係は、第三者対抗要件具備の有無又は具備の先後によって決せられることになる。

3 前記1において乙案（債務者の承諾を第三者対抗要件及び権利行使要件としない案）を採る場合

本文乙案アは、譲渡の優劣が通知の到達の先後によって決せられ、債務者は優先する譲受人に対して債務を履行しなければならないことを明らかにするものである。現在は、確定日付のある証書によらない通知であっても、その到達後に確定日付を付した場合には、その時を基準として競合する他の譲渡との優劣を決するものと解する見解も有力である。本文乙案アが、確定日付のある証書による通知の到達の先後によって競合する譲渡の優劣を決すると明記するのは、規律の明確化の観点から、通知到達後に確定日付を付しても、当該通知に第三者対抗要件としての効力を認めないことを含意する趣旨であり、判例（大判大正4年2月9日民録21輯93頁）の考え方を改めるものである。

本文乙案イは、本文甲案エと同様の趣旨である。この点に関連して、訴訟においても通知の到達の先後を明らかにすることができなかった場合には、同時に到達したものと扱うという判例法理（最判平成5年3月30日民集47巻4号3334頁）を明文化するという考え方も取り上げられていた。しかし、この判例における「先後不明」は、裁判手続を経て、実体的な関係を究極的・客観的に見た場合における先後不明を意味しており、債務者の主観的判断としての先後不明をいうものではないため、債務者の行為準則として明記する意義が乏しいと考えられることから、ここでは取り上げないこととした。

本文乙案ウは、本文甲案オと同様の趣旨である。本文乙案の場合には、本文甲案の場

合と異なり、譲受人の一人が、同時に対抗要件を具備した他の譲受人の存在を知ることができないから、履行を受けた譲受人の負担を考慮する必要がある。しかし、先に履行を受けた譲受人が常に優先するというルールの下では、債務者に対する取立てが過酷になりかねないという問題などが生ずる懸念があることから、通知が同時に到達した場合に、譲受人が分配機関としての役割を担うことになるのはやむを得ないとの判断に基づくものである。もっとも、この点については、異論もあり得る上に、実際に問題となる場面も必ずしも多くないと思われるので、規定を設けず、解釈に委ねることも考えられるように思われる。

なお、本文乙案の場合には、アからウまでのほかに、①確定日付のある証書による通知をした譲渡と単なる通知のみをした譲渡とが競合した場合や、②単なる通知のみをした譲渡が競合した場合における債務者の行為準則について、現在の一般的な理解を明文化することが検討対象となり得る。この点については、規定を設ける必要があるほど起こり得る問題と評価することができるかという観点から、更に検討する必要があると考えられる。

4 供託について

本文甲案エ及び本文乙案イの場合には、現在、債務者が供託によって債務を免れることは認められていないが、これを認める規定を新たに設けるべきであるとする考え方が取り上げられ、第45回会議では、これを支持する意見があった。この意見は、どの譲受人に対しても債務を履行することができるという規律があったとしても、債務者としては誰に支払ってよいか迷うことがあり得るため、債務者を保護する観点から供託を認めることを支持するものと考えられる。しかし、いずれかに支払えば免責されるという法律関係は、例えば、連帯債権が成立する場合一般に生じるものであるから、この理由のみで供託を正当化することは困難であるように思われる。また、債務者がどの譲受人に対して弁済をしたとしても、譲受人間での償還請求が認められることになる本文の提案によれば、譲受人間での償還請求を認めず、最初に弁済を受けた譲受人が他の譲受人に優先するという考え方が採られる場合に比して、誰が債務者から弁済を受けるかによって最終的な結論に違いが生ずるわけではない。そこで、上記の場合については、債務者がいずれの譲受人に対しても債務の履行をすることができる旨の行為準則を明記するにとどめ、供託を認める考え方は本文では取り上げないこととした。

第3 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点については、職業別の短期消滅時効の規定（民法第170条から第174条まで）を削除することを前提に、以下のいずれかの案によるものとしてはどうか。

【甲案】 「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点を維持した上で、10年間（同法第167条第1項）という時効期間を5年間に短期化するものとする。

【乙案】 「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点から10年間（同法第167条第1項）という時効期間を維持した

上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点から〔３年間〕という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。

(注)【甲案】については、「権利を行使することができる時」（民法第１６６条第１項）という起算点から１０年間（同法第１６７条第１項）という時効期間を維持した上で、事業者間の契約に基づく債権については５年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については３年間の時効期間を新たに設けるものとする別案がある。

(補足説明)

1 議事の概況等

第３４回会議では、時効期間を職業別に細かく区分している短期消滅時効制度（民法第１７０条から第１７４条まで）について、制度としての合理性を欠く上、実際上も支障が生じているとして、これを廃止する考え方（部会資料３１第１，１(１)）が取り上げられ、これに対して特段の異論は示されなかった。パブリック・コメント手続の結果（部会資料３３－５〔３７６頁〕参照）を見ても、短期消滅時効制度を廃止して時効期間をできる限り単純化・統一化する方向で議論を進めることに対しては、ほとんど異論は見られない。このような状況を踏まえると、時効期間に関する今後の検討は、職業別の短期消滅時効制度が廃止されることを前提として進めていくことが適当である。

ところで、現在の職業別の短期消滅時効制度には、「生産者、卸売商人又は小売商人」の売買代金債権（民法第１７３条第１号）、「工事の設計、施工又は監理を業とする者」の工事に関する債権（同法第１７０条第２号）、「旅館、料理店、飲食店」等の宿泊料、飲食料等（同法第１７４条第４号）など、広い適用領域を持つ規定が少なくない。このため、契約に基づく債権のうち相当多くの部分には、これまで１年間から３年間の短期消滅時効の規定が適用されていたのが現状である。したがって、このような現状を改めて時効期間の単純化・統一化を図る際には、現状よりも時効期間が長期化することに対する懸念を示す意見があることに留意する必要がある。例えば、第２７回会議のヒアリングでは、売買代金債権の時効期間が延長されることへの懸念（日本チェーンストア協会）が示された。また、第３４回会議では、「動産の損料」に関する規定（同条第５号）がレンタルビデオの延滞金をめぐる紛争で借主の保護に活用されていることが紹介され、このような機能を果たす規定がなくなることへの懸念が示されている。

第３４回会議では、職業別の区分に代わる新たな短期の消滅時効を設けるかどうかという論点も取り上げられた（部会資料３１第１，１(１)イ〔１頁〕）。ここでは、新たな短期の消滅時効を設けないという考え方（上記イの甲案）のほか、二つの考え方が提示された。このうち、元本が一定の額に満たない債権について短期の消滅時効を設けるという考え方（上記イの乙案）については、これを積極的に支持する意見が見られなかった。他方、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権について短期の消滅時効を設け

るという考え方（上記イの丙案）については、反対する意見がある一方でこれを支持する意見もあった。

以上を踏まえると、職業別の短期消滅時効制度を廃止した後の時効期間の在り方については、まず第1に、契約に基づく債権に関して、現行の短期消滅時効制度が一定の役割を果たしていたことを踏まえ、全体としてどのように単純化・統一化を図るのが適当であるかが検討課題となる。また、第2に、事務管理・不当利得に基づく債権や、契約に基づく債権であっても安全配慮義務違反に基づく損害賠償債権のように、契約に基づく一般的な債権とは異なる考慮を要すると考えられるものについて、時効期間の単純化・統一化の議論をどのように及ぼしていくかが検討課題となる。

2 甲案

本文の甲案では、「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という消滅時効の起算点を変更しないことを基軸とする考え方を提示している。債権者が一定の事情を知った時から起算される時効期間を併置するという考え方（本文の乙案）に対しては、制度が複雑化すること等への懸念を示す意見が少なくないことを踏まえ、起算点に関して現状維持を提案するものである。

起算点について現状を維持した上で時効期間の単純化・統一化を図る考え方としては、10年間（同法第167条第1項）という原則的な時効期間を単純に短期化し、商事消滅時効（商法第522条）を参照して5年間にするという考え方が示されており、第34回会議でもこれを支持する意見があった。本文の甲案は、この考え方を取り上げたものである。

甲案に対しては、現行制度の変更を最小限にとどめつつ時効期間の単純化・統一化を図るものとして、これを積極的に評価する意見もあるが、他方で、事務管理・不当利得に基づく債権や、契約に基づく債権であっても安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権のように、契約に基づく一般的な債権とは異なる考慮を要すると考えられるものについては、その時効期間が10年間から5年間に短縮され、債権者の保護が現状よりも後退する場面が生じ得るという問題点も指摘されている。

このような問題点を回避する観点から、甲案の別案として、「権利を行使することができる時」という起算点のみならず、10年間という原則的な時効期間についても現状を維持した上で、これとは別に、事業者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間の時効期間を新たに設けるという考え方も提示されている。この別案は、職業別の短期消滅時効の規定が適用されていた債権の大部分は、事業者間の契約に基づく債権又は消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権に該当するとして、これらについてそれぞれ5年間と3年間の時効期間を設けることによって、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権などについては10年間の時効期間を維持しつつ、職業別の短期消滅時効制度の適用を受けていた債権の時効期間の大幅な長期化を回避しようとするものである。

もっとも、この別案に対しては、次のような問題点の指摘があり得る。まず、事業者間の契約に関する5年間の特則は、「商行為によって生じた債権」を対象とする現在の特則（商法第522条）の適用対象を非営利団体の事業活動によって生じた債権にまで拡

張しようとするものであるが、そのような拡張をした上でなおも個人の債権と非営利団体の債権との間で異なる取扱いをする合理性があるかという問題点の指摘があり得る。すなわち、別案は、契約に基づく債権のうちで安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権などの時効期間に変更が生じないような区別の基準を設けることにより、甲案の問題点を克服しようと試みるものであるが、そこで提示されている区別の基準は必ずしも適切なものではないのではないかという指摘である。また、事業者間の契約に関する5年間という時効期間の長さに対しては、現在の短期消滅時効制度の対象とされている債権の時効期間（例えば、卸売商人の売買代金債権の2年間）との比較で、著しく長期化することになるという批判があり得る。さらに、消費者契約に関する3年間の特則に対しては、事業者と消費者との間の契約にも多額で重要なものがあるにもかかわらず、事業者の側の債権だけを取り出して短期の特則を設ける合理性は乏しいという指摘があり得る。

3 乙案

本文の乙案は、「権利を行使することができる時」から10年間という現行法の時効期間と起算点の枠組みを維持した上で、これに加えて「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点から〔3年間〕という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする考え方である。

契約に基づく一般的な債権については、その発生時に債権者が債権発生の原因及び債務者を認識しているのが通常であるから、乙案では、それらの債権には権利を行使することができる時から〔3年間〕という時効期間が適用されることが想定されている。契約に基づく債権のうち相当多くの部分には、現在は1年間から3年間の短期消滅時効の規定が適用されていることを踏まえ、職業別の短期消滅時効制度の廃止に伴う時効期間の大幅な長期化を回避しつつ、時効期間の単純化・統一化を図ろうとするものである。従来の短期消滅時効制度の適用範囲をめぐっては、合理性の説明が困難であるとされてきた領域が少なからずあったが（例えば、農業協同組合の売買代金債権、あん摩マッサージ指圧師や司法書士の報酬債権等。部会資料31〔2頁〕参照）、乙案は、これらについて比較的短期の時効期間が適用される方向で、その不合理さの解消を目指すものと評することもできる。

他方で、事務管理・不当利得に基づく債権や、契約に基づく債権であっても安全配慮義務違反に基づく損害賠償債権のように、契約に基づく一般的な債権とは異なる考慮を要すると考えられるものに関しては、乙案は、現状どおり「権利を行使することができる時」から10年間という時効期間が適用される場面が少なくないことを想定しつつ、債権者が債権発生の原因及び債務者を知ることによって現実的な権利行使が可能となった場合には、その時から〔3年間〕という短期の時効期間が適用されるものとする考え方である。このような取扱いは、不法行為に基づく損害賠償請求権に関する短期の時効期間が「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」から3年間（民法第724条前段）とされているのと同様のものであり、債権者の保護の在り方として一定の合

理性があるものと考えられる。また、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権のように、不法行為構成を採用した場合の時効期間が短いために、債務不履行構成を採用することに意義があると指摘されている問題への対応は、原則的な時効期間の定め方とは別に、生命・身体等の被害に関する損害賠償請求権の特則（部会資料 3 1 第 1，1 (5) イ〔1 1 頁〕参照）を設けることによって解決を図ることが考えられる。

乙案に対しては、契約に基づく一般的な債権であっても、貸付債権の時効期間（商行為によるものが 5 年間、それ以外が 10 年間）のように職業別の短期消滅時効制度の適用を受けていなかった一部の債権については、その時効期間が大幅に短期化することになるとの懸念が示されている。これに対して乙案の立場からは、前述した不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効との対比という観点からは、必ずしも不当な短期化ではなく、時効期間を単純化・統一化するメリットの方が大きいとの反論が考えられる。

なお、乙案における〔3 年間〕という期間は、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間を参照したものであるが、これを 4 年間又は 5 年間とする考え方もあり得るので、ブラケットで囲んで提示している。